

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年2月24日
【報告者の名称】	兼松サステック株式会社
【報告者の所在地】	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
【電話番号】	(03)6631-6600(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 本社部門統轄 酒井 泰治
【縦覧に供する場所】	兼松サステック株式会社 (東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、兼松サステック株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、兼松株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注5) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年1月30日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
 - (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）
株式併合

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

株式併合

（訂正前）

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。また、本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2023年5月中旬を予定しているとのことです。

< 後略 >

（訂正後）

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。また、意見表明報告書の提出日である2023年1月30日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2023年5月中旬を予定しているとのことでしたが、2023年2月22日時点において、2023年5月上旬の予定としたとのことです。これは、公開買付者が、本公開買付けの決済完了後速やかにスクイーズアウト手続を完了させるため、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考え、2023年2月22日に、当初公開買付者及び当社が想定していた本臨時株主総会の開催時期を2023年5月中旬から2023年5月上旬に変更することを当社に対して要請し、同日、当社の了承を得て変更に至ったものとのことです。また、本臨時株主総会を2023年5月上旬に開催する場合に備えて、公開買付者は、2023年2月22日に、当社に対して、本公開買付けの決済開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、本公開買付けの公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請し、同日、当社はこの要請を了承いたしました。

< 後略 >

以 上